

－特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ－

上士幌町教育委員会

上士幌町では、令和5年度より上士幌町立小学校及び中学校の特別支援学級に就学している児童又は生徒がいるご家庭に対し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学に必要な経費の一部を助成する制度を導入しました。

1. 対象となる方

- (1) 上士幌町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の2.5倍を基礎とした算定額を超えないご家庭

《ご注意ください》

※要保護・準要保護世帯は受給の対象にはなりません。

(就学援助が認定となった場合、特別支援奨励費は辞退となります。)

●就学奨励費が認定となる所得のめやす

家族構成の参考例		所得のめやす (前年度中の所得)
2人家族	母45歳・子12歳(中1)	約400万円
3人家族	父40歳・母40歳・子12歳(中1)	約550万円
4人家族	父45歳・母35歳・子10歳(小5)、4歳	約700万円
5人家族	父37歳・母40歳・子14歳(中3)、11歳(小6)、8歳(小3)	約800万円

① 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額を指します。

※所得のめやす

② 事業所得者の場合、「収入金額から必要経費を差し引いた金額」を指します。

※上表はあくまで「めやす」ですので、家族構成や住宅事情等により異なります。

※申請前に、所得金額により認定可否をお尋ね頂いても、審査に必要な情報が不足し正確な判定ができないため、お答えできませんのでご了承ください。

2. 助成内容

※令和5年度(年額)

助成費目	小学生	中学生
学用品費等	5,820円	11,370円
新入学用品費	25,555円	30,490円
体育実技費	5,905円 ※	—
給食費	年間給食費×1/2以内	
修学旅行費	旅行に係る総費用×1/2以内 (上限10,790)	旅行に係る総費用×1/2以内 (上限28,860)

※体育実技費はスケートの授業を実施する学校の児童が該当となります。

3. 申請の方法

「特別支援教育就学奨励費申請書」に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類を添付して上士幌町教育委員会（生涯学習センター2階）に持参してください。

申請書は教育委員会で配布またはホームページ上でダウンロードができます。

HP : <https://www.kamishihoro.jp/page/00000374>

●必要書類

- (1) 特別支援教育就学奨励費申請書
- (2) 個人情報確認同意書
(R5.1.1以降に転入された方につきましては、令和4年中の所得額を証明する書類)

●受付期間

* **一斉申込期間：令和5年6月9日（金）迄**

期間終了後、年度途中からの申込も出来ますので、お気軽にご相談下さい。年度途中からの申込の場合、認定月によっては助成対象とならない費目がありますのでご注意ください。

* 年度ごとに再度申請が必要です。

4. 認定/否認定通知・支給方法

●通知

6月中旬の課税台帳整備後に、お預かりした申込書等を審査し、認定/非認定の結果通知を7月中旬頃に申請者宛に郵送致します。

●支給方法

申込書にご記載の金融機関の口座へ振込みます。支給時期は、修学旅行費については随時、給食費は、12月、3月の年2回、その他の項目については7月、12月に振込みます。振込予定日の通知は申請者宛にその都度郵送致します。

5. その他

●世帯状況が変わった場合

* 特別支援教育就学奨励費受給中に世帯状況が変わったり申請内容に変更が生じたりした場合は速やかに教育委員会に連絡してください。

* 特別支援教育就学奨励費受給認定後に経済状況が好転した、町外に転出されるなどして受給資格を喪失した場合は、喪失した時点に遡り就学奨励費の支給を停止します。この場合、受給資格喪失後に支給した金額分を返還していただきます。

申込書は一世帯一部の提出となります。

問合せ先

●上士幌町教育委員会教育推進課総務・学校教育担当

住 所：上士幌町東3線237番地 生涯学習センター2階

電 話：01564-2-3014

e-mail: kyouikusuishinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

HP : <https://www.kamishihoro.jp/page/00000374>

※ホームページ上にも受給申込書・認定要領などがございます。